

官報

(号外) 独立行政法人設立等関係

目次

法律

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律 (九)

○市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律 (一〇)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律 (一一)

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律の一部を改正する法律 (一二)

○關稅法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律 (一三)

○株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律 (一四)

○雇用保険法等の一部を改正する法律 (一五)

○介護保険法施行法の一部を改正する法律 (一六)

政令

○平成二十二年度における子ども手当の支給に關する法律 (一九)

○国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための關係法律の整備に關する法律 (二〇)

○国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律 (二二)

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令 (六九)

○国家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令 (七〇)

○市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整理に關する政令 (七一)

○手引決算及び会計令の一部を改正する政令 (七二)

○關稅法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整理等に関する政令 (七三)

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (七四)

○平成二十二年度における子ども手当の支給に關する法律施行令 (七五)

省令

○平成二十二年度における子ども手当の支給に關する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令 (七七)

○国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための關係法律の整備に關する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令 (七八)

○国土審議会令及び国土調査法施行令の一部を改正する政令 (七九)

○地方自治法施行規則の一部を改正する省令 (總務三五)

○市町村の合併の特例等に関する法律施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同三六)

○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令 (同三七)

○地方財政法施行令附則第六條第一項に規定する義務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令 (總務・財務二)

○研修員手当の号の適用に關する規則の一部を改正する省令 (外務五)

○在外公館に勤務する外務公務員の休暇給金に關する省令の一部を改正する省令 (同六)

告示

○認可地縁団体が解散前の特定一般社団法人又は特定一般財団法人と同一性を有すると認められるものとして総務大臣が定める基準 (總務二二七)

○自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を廃止する件 (同二八)

○輸入数量に基づく特別緊急關係の平成二十二年度における輸入基準数量を定める件 (財務一一八)

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る關稅の緊急措置の平成二十二年第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件 (同一九)

○生きている豚及び豚肉等に係る關稅の緊急措置の平成二十二年第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急關稅の平成二十二年度における輸入基準数量を定める件 (同二〇)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

8 施行期日
この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、法律の有効期限に関する規定については、公布の日から施行することとした。

○裁判所審判員定員法の一部を改正する法律（法律第二一〇号）（法律案）
1 判事の数に五五人増加することとした。（第一條四項）
2 判事補の員数を二〇人減少することとした。（第一條四項）
3 この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第二一〇号）（内閣府案）
1 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長し、平成二十二年三月三十一日までとする（附則第一條第二項四項）
2 関係府県知事による地震対策緊急整備事業の業務の指定の義務付けを廃止することとした（第二條第一項四項）
3 公立の小中学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎の補修で、地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当する校舎に係るものについて、改正前は二分の一とされていた国の負担割合を三分の一とする（別表第一関係）
4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

○関税法及び関税審査法の一部を改正する法律（法律第二一〇号）（財務省案）
1 暫定関税率等の適用期限の延長等
平成二十二年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長する等所定の改正を行うこととした。（関税審査法第二二条及び第七七条の三、第七七条の六等関係）

○関税法及び関税審査法の一部を改正する法律（法律第二一〇号）（財務省案）
1 暫定関税率等の適用期限の延長等
平成二十二年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長する等所定の改正を行うこととした。（関税審査法第二二条及び第七七条の三、第七七条の六等関係）

2 水際取締り強化等のための湖沼水準の見直し
〔輸出してはならない貨物を輸出する罪、輸入してはならない貨物を輸入する罪及び輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪に係る湖沼水準を引き上げることとした（関税法第二〇八条の四、第二〇九条及び第二〇九条の二関係）〕
〔関税を免れる等の罪に係る湖沼水準を引き上げることとした（関税法第一〇一条関係）〕
〔密輸貨物の運搬等をする罪に係る湖沼水準を引き上げることとした（関税法第二二二条関係）〕
3 認定事業者（AEO）制度の整備
保税区域等の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出及び認定事業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出に係る規定を整備することとした（関税法第五二条の二及び第七九条の三関係）
4 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律（法律第二一〇号）（財務省案）
1 株式会社日本政策金融公庫の目的及び関係協力銀行の範囲、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進することとした。
2 この法律は、公布の日から施行することとした。

○雇用保険法等の一部を改正する法律（法律第二一〇号）（厚生労働省案）
1 雇用保険法の一部改正関係
〔一般被保険者の要件の見直し〕
雇用保険の適用除外の総則を三二日以上雇用されたことが見込まれないこと等とする（第六六条関係）
〔一般被保険者の要件の見直しに伴う改正〕
被保険者であつて、季節的に雇用される者のうち次のいずれにも該当しないもの（日雇労働被保険者を除く）を短期雇用被保険者とすることを（第三八条関係）
〔四箇月以内の期間を定めて雇用される者〕

○雇用保険法等の一部を改正する法律（法律第二一〇号）（厚生労働省案）
1 雇用保険法の一部改正関係
〔一般被保険者の要件の見直し〕
雇用保険の適用除外の総則を三二日以上雇用されたことが見込まれないこと等とする（第六六条関係）
〔一般被保険者の要件の見直しに伴う改正〕
被保険者であつて、季節的に雇用される者のうち次のいずれにも該当しないもの（日雇労働被保険者を除く）を短期雇用被保険者とすることを（第三八条関係）
〔四箇月以内の期間を定めて雇用される者〕

〔一週間の所定労働時間が二〇時間以上であつて厚生労働大臣の定める労働時間未満である者〕
〔日々雇用される者又は三〇日以内の期間を定めて雇用される者、同。の事主の適用規定に継続して、一日以上雇用されたときは、公営職業安定所長の許可を受けた場合を除き、日雇労働者に該当しないこととした（第四〇条及び第四三関係）〕
3 特例対象者に係る特例
事業主が被保険者賃金取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされた者について、二年以上の時期に、賃金から雇用保険料を控除していたことが確認された場合には、事業主が届出を行わなかったことにより所定給付日数が短くなる不利が生じないようにするため、取付制度において適及可能な二年を超えて適用できることとした（第一四二条及び第二二条関係）
2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係
1 特別納付保険料の納付等
二年を超える適及適用の対象となつた者を雇用していた事業主が、事業開始時に必要な保険料成立の届出を行っていない場合は、保険料の徴収時効である二年経過後においても、保険料を納付できるとし、厚生労働大臣はその納付を勧奨することとした（第二六条関係）
2 雇下保険料に関する特例
雇下の雇用失業情勢に対応した雇用対策の実施に必要な財源を確保するため、平成二十二年度における雇下保険料の徴収等については、弾力柔軟の規定は適用せず、原則の千分の三・五とする（附則第一二条関係）
3 特別会計に関する法律の一部改正関係
雇用保険二事業の安定的な運営を確保するために、雇用調整助成金等のために必要な額について、失業等給付に係る積立金を使用することができるよう暫定措置を講ずることとした（附則第二〇条の三関係）
4 この法律は、一部の規定を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律（法律第二一〇号）（内閣府案）
1 国は、北朝鮮当局によつて拉致された被害者であつて帰国したものと帰国し、又は入国した被害者の配偶者等（以下「帰国被害者等」という。）が本邦に永住する場合には、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基礎の再建又は復興に資するため、拉致被害者等給付金を、一〇〇年を限度として、毎月、支給することとした（第五五条第一項関係）
2 この法律は、公布の日から施行することとした。

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（法律第二一〇号）（文部科学省案）
1 総則
〔目的〕
この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととする（以下、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする）ことにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする（第一條第一項）
〔定義〕
この法律における「高等学校等」とは、公立高等学校及び「私立高等学校等」を定ずることとした（第二條関係）

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（法律第二一〇号）（文部科学省案）
1 総則
〔目的〕
この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととする（以下、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする）ことにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする（第一條第一項）
〔定義〕
この法律における「高等学校等」とは、公立高等学校及び「私立高等学校等」を定ずることとした（第二條関係）

○北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律（法律第二一〇号）（内閣府案）
1 国は、北朝鮮当局によつて拉致された被害者であつて帰国したものと帰国し、又は入国した被害者の配偶者等（以下「帰国被害者等」という。）が本邦に永住する場合には、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基礎の再建又は復興に資するため、拉致被害者等給付金を、一〇〇年を限度として、毎月、支給することとした（第五五条第一項関係）
2 この法律は、公布の日から施行することとした。

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（法律第二一〇号）（文部科学省案）
1 総則
〔目的〕
この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととする（以下、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする）ことにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする（第一條第一項）
〔定義〕
この法律における「高等学校等」とは、公立高等学校及び「私立高等学校等」を定ずることとした（第二條関係）

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（法律第二一〇号）（文部科学省案）
1 総則
〔目的〕
この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととする（以下、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする）ことにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする（第一條第一項）
〔定義〕
この法律における「高等学校等」とは、公立高等学校及び「私立高等学校等」を定ずることとした（第二條関係）

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（法律第二一〇号）（文部科学省案）
1 総則
〔目的〕
この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととする（以下、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする）ことにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする（第一條第一項）
〔定義〕
この法律における「高等学校等」とは、公立高等学校及び「私立高等学校等」を定ずることとした（第二條関係）

(適用除外に関する経過措置)
第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)前に被保険者となりかつ引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一條の規定による改正後の雇用保険法(附則第四條において「新法」といふ)第六條第二号から第五号までの規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

(短期雇用特別被保険者に関する経過措置)
第三條 第一條の規定による改正前の雇用保険法第三十八條第一項に規定する短期雇用特別被保険者であつて、雇用の日が施行日前であるもの及び施行日以降引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され継続したものに對する特別一時金の支給については、なお従前の例による。

(被保険者期間及び算定基礎期間に関する経過措置)
第四條 新法第十四條第二項第二号及び第二十二條第五項の規定は、雇用の日が附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第五條 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第十二條の第三項中「第二十六條、第二十八條、第二十九條」を「第二十七條、第二十九條、第三十條」に改める。

第三十條第二項第二号中「第二十六條第二項」を「第二十七條第二項」に改め、同條第二項ただし書中「第二十二條の第三項」を「第二十二條の第二項」に改め、同條第四項中「第二十六條、第二十八條、第二十九條」を「第二十七條、第二十九條、第三十條」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)
第七條 国家公務員退職手当法(昭和十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第六項及び第七項中「第三十八條第一項各号のいずれか」を「第三十八條第一項に規定する短期雇用特別被保険者」に改め、同條第十項及び第十一項中「第五十八條の二」を「第五十六條の三」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)
第八條 施行日前に国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員(同條第二項の規定による職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ)であつた者であつて、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であつて、施行日以降引き続き職員であるものに対する前條の規定による改正後の同法第十條第六項及び第七項の規定の適用については、なお従前の例による。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「第二十六條から第二十九條まで」を「第二十七條から第三十條まで」に改め、同項の裏附則第十二條の項中「第二十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改める。

(賃金の支払の確保等に関する法律の一部改正)
第十條 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「第二十六條」を「第二十七條」に改める。

(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)
第十一條 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「第二十六條から第二十九條まで」を「第二十七條から第三十條まで」に改め、同項の裏附則第十二條の項中「第二十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同條第三項中「第二十六條第三項」を「第二十七條第三項」に改める。

第六十六條第四項中「第二十六條」を「第二十七條」に、「第二十八條、第二十九條」を「第二十九條、第三十條」に改める。

(社会保険の保険料等に係る経費金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(一部改正)
第十二條 社会保険の保険料等に係る経費金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「第二十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改める。

(罰則に関する経過措置)
第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣 原口 博
財務大臣 菅 直人
厚生労働大臣 長妻 昭
環境大臣 小沢 鋭仁
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律をここに公布する。

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律
第一章 総則(第一條、第二條)
第二章 公立高等学校に係る授業料の不徴収(第三條)
第三章 高等学校等就学支援金の支給(第四條、第十五條)
第四章 雑則(第十六條、第二十條)
附則

法律第十六号
介護保険法施行法の一部を改正する法律
介護保険法施行法(平成九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中「施行日から起算して十年間」を「当分の間」に改め、同條第五項中「平成十七年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの期間」を「当分の間」に改める。

この法律は、公布の日から起算して、
厚生労働大臣 長妻 昭
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十七号
北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に關する法律の一部を改正する法律
北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に關する法律(平成十四年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

この法律は、公布の日から施行する。
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

附則
この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 鳩山由紀夫